

岩松地区まちづくり協議会規約施行細則

制定 令和6年5月15日

(目的)

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、岩松地区まちづくり協議会規約の規定に基づき、補則的条項を定める。

(組織・団体)

第2条 規約第5条第5項に定める団体は、下記のとおりとする。

部会名	団体名
総務企画部会	体育祭実行委員会、文化祭実行委員会、市民安全大会実行委員会、こども凧あげ大会実行委員会、かりがね祭り実行委員会、まちづくり地区班、岩松小学校、岩松中学校、岩松幼稚園、岩松保育園、松岡保育園、男女共同参画岩松地区推進員、かりがね学童クラブ、福祉推進会、緑化指導員、不法投棄監視パトロール隊
生活安全部会	交通安全協会岩松分会、交通安全指導員、地域交通安全活動推進委員、消防団第19分団、富士川左岸水防団、地域防災指導員、防災地区班、自主防災会会長、地域安全協議会西富士班、西富士交番、特殊詐欺撲滅指導員
体育保健部会	スポーツ推進員、食生活推進員
青少年育成部会	岩松校区子ども会世話人連絡協議会、岩松小学校 PTA、岩松中学校 PTA、民生委員児童委員協議会、保護司会岩松支部、青少年指導員

附則

この施行細則は、令和6年5月15日から施行する。